

- 令和2年度より、国において、国民健康保険被保険者の健康の保持増進に係る事業を支援するため、都道府県及び市町村が行う保健事業（国保ヘルスアップ支援事業）に係る国の予算額が大幅に拡充された。
- 本県においても、市町村における保健事業を積極的に支援するため、糖尿病重症化予防、医療費等分析事業などを実施しており、令和3年度の主な実施事業は次のとおりである。

1 糖尿病性腎症重症化予防推進事業（予算額：5,200千円）

特に医療費の抑制効果が高い「糖尿病性腎症重症化予防推進事業」を円滑に実施するため、「愛知県糖尿病性腎症重症化予防プログラム」を策定し、市町村や関係機関等が一体的に取り組むことができる仕組みを構築するとともに、健康増進と医療費適正化を図る。

（1）糖尿病性腎症重症化予防推進会議《1回〔9月〕》

有識者等を構成員として、県内の取組状況を市町村における糖尿病性腎症重症化予防対策の円滑かつ効果的な推進のため、県内の取組状況を共有し、課題、対応策や「愛知県糖尿病性腎症重症化予防プログラム」の改定について検討する。

（2）糖尿病性腎症重症化予防推進研修会《2回〔12月・1月〕》

糖尿病性腎症の病態や、効果的な保健指導の方法等についての理解を深めるため、市町村及び保健所等保健事業担当者等を対象とした研修会を開催する。

（3）糖尿病性腎症重症化予防地域連携推進会議

市町村における取組の充実、関係機関との連携強化を目指し、地区医師会などの関係機関等を構成員として、9保健所において会議を開催する。

2 医歯薬連携による糖尿病重症化予防モデル事業（予算額：70,282千円）

医科、歯科、薬局等が連携し、糖尿病患者の歯周病リスクを低減することで、市町村国保被保険者の糖尿病重症化予防を図るための「医歯薬連携による糖尿病重症化予防プログラム」の仕組みづくりを推進する。

医歯薬連携による糖尿病重症化予防プログラム

【対象】 本県の市町村国保被保険者

【概要】 糖尿病あるいは歯周病のリスクが高いと判断された者に対して、医科または歯科への受診勧奨、歯周病-糖尿病の関連性に対する情報提供、定期的なフォローアップ等を行う。

《プログラムの項目》

関係機関実施手順書、対象者抽出チェックリスト、周知啓発用リーフレット
診療情報提供書様式、協力機関リスト、患者向けアンケート 等

【実施期間】 令和3年度〔6～3月〕プログラム試行・改良・周知

（令和2年度〔9～3月〕プログラム開発・実行可能性の検証）

（1）有識者の協議《4回〔6月・9月・1月・3月〕》

県三師会会員等を構成員とした有識者委員会を設置し、プログラムの監修、評価のための協議を行う。

（2）プログラムの試行《3か月程度〔9月～11月〕》

県内6区市（名古屋市港区、豊橋市、碧南市、小牧市、東海市、清須市）の地域内でプログラムを試行的に実施し、試行結果をもとにプログラムの改良に向けた検討を行う。

（3）成果報告会の開催《1回〔3月〕》

医科歯科等の関係者に加え、県内市町村職員を対象とした成果報告会を開催する。

3 保健事業推進医療費分析事業（予算額：36,728千円）

市町村国保被保険者の医療費等の状況について、現状を分析し健康課題を見える化、構造化することで、市町村の医療費適正化の取組に資することを目的とする。

また令和3年度からは、後期高齢者医療被保険者、介護情報のデータを加えて分析を行うことで、市町村による後期と介護の一体的な保健事業の実施を併せて支援する。

（1）レセプト・健診データ等による分析

直近のレセプトデータ等を用いて、県内の市町村間における差異や地域ごとの傾向に基づいた、保健事業の推進に資する分析を実施。

（2）分析結果報告書の作成

分析結果から抽出された課題等を県全体や地域別に把握するため、県全体版、県内各市町村版の報告書を作成。

（3）分析結果に係る市町村全体への説明会の実施《1回〔3月〕》

（2）で作成した報告書（県全体版）等をもとに、全市町村を対象とした分析結果に係る説明会を実施。

（4）分析結果に係る市町村ごとの個別説明会の実施《希望1市町村につき1回〔3月〕》

（2）で作成した報告書（県内各市町村別版）等をもとに、希望する市町村に対し、委託事業者が個別訪問の上、分析結果の説明及び保健事業の提案を実施。

4 地域健康課題分析評価事業（予算額：26,383千円）

地域職域連携に資するため、特定健診情報及び特定保健指導情報データを分析することで、健康課題を把握し、健康づくり施策へ反映させるとともに、その分析結果を県内市町村等に還元し、健康づくり事業の実施等を促すことで、県全体の生活習慣病対策の効果的・効率的な推進を図ることを目的に実施する。

（1）検討会の開催《2回〔10月・1月〕》

医療保険者、市町村職員及び有識者等を交えた検討会を実施し、分析結果の効果的な見せ方、分析結果の活用方法及び分析内容等について検討する。

（2）データ分析、分析結果の還元

医療保険者から提供されたデータ（令和元年度データ）から、市町村別、医療保険者別等のグループを抽出し、問診項目や検査結果を性・年代別に集計し、県全体や同種他保険者と比較を行い、得られた分析結果をグループ毎に報告書にまとめ還元する。

（3）分析結果の活用に係る講習会の開催《1回〔3月〕》

市町村等を対象とした講習会を開催し、分析結果の効果的な活用を促す。